

## 野生動物との遭遇による事故に注意!

これからの季節は、毎年クマやイノシシの目撃情報や農作物への被害が報告される時期です。注意して行動することで、事故を防ぐことができます。

- 〇クマやイノシシと出会わないことが大切です** 〇もしもクマやイノシシに出会ってしまったら
- ・家の周りに残飯や生ごみなどを放置しない
  - ・刺激しないように、静かにゆっくりと離れる
  - ・クマやイノシシがいそうな場所に行かない
  - ・背を向けず、走って逃げない
  - ・早朝や夕方は特に注意し、一人で行動しない
  - ・子グマ、子イノシシには絶対に近づかない
  - ・鈴、ラジオなどで、音を出しながら歩く
- ※平野部や民家の近くで見かけたら、市または警察署に連絡してください。

## 新たな有害鳥獣対策の担い手を! ~新規猟銃購入費補助金~

有害鳥獣の捕獲のため、新しく猟銃を所持する人に銃の購入費用を助成します。

対象(すべてに該当)	種別	対象経費	補助額
①市内に住所を有する ②新たに狩猟免許を取得し猟銃を購入(更新・既所持・再登録は対象外)	猟銃所持許可	講習会受講料、教習資格認定申請手数料、技能検定受験手数料、診断書作成料、その他各種許可申請手数料など	対象経費の全額 (100円未満切捨て)
③市が実施する有害鳥獣捕獲活動に協力できる	猟銃等購入	許可を受けた銃の購入費用(1丁に限る)、猟銃及び弾の保管庫購入費用(各1台に限る)	対象経費の2分の1 (100円未満切捨て) 上限額5万円

※猟銃の所有許可の手続きは那須塩原警察署の生活安全課にお問い合わせください。

## ハンターを目指すあなたへ~狩猟免許取得費補助金~

有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得費用を助成します。

対象(すべてに該当)	免許の種類	対象経費	補助額
①市内に住所を有する	網 猟免許	・事前講習の受講料	対象経費の全額 (100円未満切り捨て)
②新たに狩猟免許を取得	わな猟免許	・受験料	
③市が実施する有害鳥獣捕獲活動に協力できる	第一種銃猟免許	・医師の診断書作成料	
	第二種銃猟免許	・その他(写真など)	

※狩猟免許試験の詳細は、県北環境森林事務所に問い合わせください。

## 柵の設置で農作物を守る対策を! ~防除柵設置費補助金~

野生鳥獣から農作物を守るための防除柵の設置費用を助成します。

対象	対象経費	補助額
市民個人、3戸以上の団体、法人のいずれかで農業を営むもの	電気柵、金網柵、ネット柵などの設置、修繕、機能強化にかかる資材購入費	<b>&lt;新規&gt;</b> 対象経費の3分の2 ○上限額 個人：20万円、法人：30万円、団体：100万円 <b>&lt;修繕・機能強化&gt;</b> 対象経費の2分の1 ○上限額 10万円

※以前に補助金を活用した人は、耐用年数を経過した場合新規設置の補助対象となります。

# 野生鳥獣による被害に注意と対策を

大切な命や農作物を守るためには、集落や田畑に野生鳥獣を近づかせないことが重要です。各種助成制度を活用してみませんか。

▼問い合わせ 市野生鳥獣被害対策協議会事務局(☎ネイチャーポジティブ課内) ☎0287(74)2602



詳しくはこちら

建物を解体する場合は、市への届け出が必要です。各届出書は提出先窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

### ①解体前の届け出



▶提出・問い合わせ ☎建築指導課 ☎0287(62)7169

#### 建設リサイクル法の届け出

床面積の合計が80平方メートル以上の建物を解体する場合など、建設リサイクル法の対象工事となる場合は、工事着手の7日前までに届出書の提出が必要です。



詳しくはこちら

#### 建築基準法の除却届

建て替えを伴わない解体工事を行う場合で、工事部分が10平方メートルを超える場合は、建築基準法に基づき、工事着手前に建築物除却届の提出が必要です。\*届け出は、施工業者が行います。

### ②解体後の届け出



▶問い合わせ ☎固定資産税課 ☎0287(38)2561

#### 家屋滅失届

固定資産税に関わるため、解体後は次のとおり届け出をしてください。届け出がない場合、解体した家屋に課税される原因になります。

- ▶登記建物 法務局に滅失登記を申請
- ▶未登記建物 市に家屋滅失届を提出
- ▶提出先 ☎固定資産税課、☎課税課、☎塩原支所、☎帯根出張所



詳しくはこちら



廃棄物は適正に処分しましょう

建物の中にある不要な家電、家具などを放置した場合、解体工事業者とのトラブルの原因になりますので、適正に処分を行ってください。



詳しくはこちら

▶問い合わせ ☎サーキュラーエコノミー課 ☎0287(62)7301



上下水道の手続きも確認を

上下水道の休廃止やそれに伴う給水装置の改造・撤去、浄化槽の撤去などの手続きは、事前に☎管理課に確認してください。

▶問い合わせ ☎管理課 ☎0287(37)5213

## 危険な空き家を解体するための補助制度

▶申し込み・問い合わせ 本都市計画課 ☎0287(62)7162

そのまま放置すると倒壊などの危険がある空き家(特定空き家等)を解体するための費用の一部を市が補助します。

- ▶対象 特定空き家等を解体する所有者
- ▶条件 補助金交付決定通知書を受領後、市内業者を利用して特定空き家等の全部を解体・撤去すること
- ▶補助額 対象経費の2分の1(上限50万円)  
\*居住誘導区域内は上限70万円。
- ▶その他 事前に「特定空き家等事前調査申込書」の提出が必要です。詳細は、☎都市計画課にお問い合わせるか、市ホームページを確認してください



特定空き家等の例



詳しくはこちら

管理不全空き家等・特定空き家等を放置し、勧告などの行政処分がされると固定資産税の特例適用外となり、固定資産税が高くなる可能性があります。